

9地域サッカー協会向け 一括補助金 交付要項

2027年度版

2026.09.17 JFA理事会
Japan Football Association

JFA



9地域FA一括補助金 -2027年度のポイント-

①制度 内容

■ 充当必須事業に一部変更あり

- ・ 女子トレセン関係事業を集約し一つの区分に変更
- ・ リーグ補助金（地域U-18）を新設

	No.	小区分
競技会 関連	1	高円宮杯 JFA U-18サッカープリンスリーグ
	2	高円宮杯 JFA全日本U-15サッカー選手権大会(プレーオフ)
	3	全国クラブチーム選手権大会地域予選大会
	4	JFA全日本U-15女子選手権大会
	5	JFA全国大会地域予選（フットサル/女子フットサル/ 大学フットサル /U-18フットサル/U-15フットサル/U-15女子フットサル/ビーチ）
強化育成 関連	6	トレセン/地域リーグ支援（男子）
	7	女子トレセン関連資金（地域リーグ支援/女子トレセンスタッフ研修会/トレセンU-15/U-12）
	8	地域トレセンU-12
	9	地域トレセンU-13
	10	9地域トレセンスタッフ研修会(U-16/U-14/U-12)
	11	リーグ補助金(地域U-13/U-15)
	12	リーグ補助金(地域女子U-18) 新設
	13	リーグ補助金(地域女子U-15)
	14	地域GKキャンプ開催補助
	15	地域女子GKキャンプ開催補助
	16	強化育成資金
審判 関連	17	2級審判員指導補助金
	18	地域レフェリーアカデミー補助金
	19	審判指導者補助金
	20	女子審判員指導補助金
	21	フットサル審判員指導補助金

■ 算出根拠の変更

- ・ 大学フットサルをフットサル連盟移管したことに伴い△135万円
- ・ 女子U-18リーグ補助金として+900万円

交付要項（9地域FA一括補助金）

趣旨 / 交付の目的 / 期間

1. 趣旨

本書は、地域サッカー協会（以下、9地域FAという）の実施する公益目的事業等の充実を目的とした「9地域FA一括補助金」を交付するため、必要な事項を定めるものである。

2. 交付の目的

「9地域FA一括補助金」は、国民のサッカー・スポーツへの広い理解と関心を高め、青少年の健全な育成及びより良い社会の形成を促進し、もって国民の心身の健全な発達に寄与するため、9地域FAが行う各種公益目的事業等に対して、その活動を支援することを目的に交付するものである。

3. 期間

本要項は2027年度における「9地域FA一括補助金」の交付について定める。なお、本要項で示す「年度」とは、当該年4月1日から翌年3月31日を指すものとする。

交付要項（9地域FA一括補助金） 補助金額

4. 補助金額

2027年度変更事項

9地域FAに対して交付する「9地域FA一括補助金」は、以下の方法により算出された補助金額を交付するものとする。



交付要項（9地域FA一括補助金） 補助金額

4. 補助金額

B 充当必須事業（競技会関連） 補助金額の内訳

No	充当必須事業名	算出額（9地域FA総額）および算出根拠	
1	高円宮杯 JFA U-18 サッカープリンスリーグ	47,950,000 円	2025年度実績(基本補助金1,000千円+45千円×試合+40千円×入れ替え戦/参入戦試合数) ※2026年度は沖縄県の参加チームがあるため、離島対策費用2,000千円追加
2	高円宮杯 JFA全日本U-15 サッカー選手権大会（プレーオフ）	8,380,000 円	2027年度試合予定数より算出 (基本補助金50千円+試合数×38千円)
3	全国クラブチーム選手権大会	3,675,000 円	75千円×地域内都道府県数(北海道4県分) 但し、全国大会開催県は除く
4	JFA 全日本U-15女子選手権大会	1,800,000 円	2027年度の試合予定数より算出 基本補助金50千円+試合数をもとにした金額
5	JFA全国大会地域予選 (フットサル/女子フットサル/U-18フットサル/ U-15フットサル/U-15女子フットサル/ビーチ)	10,600,000 円	全日本フットサル：関東・九州650千円、東北・関西 550千円、北信越・中国500千円、北海道・東海・四 国450千円 他事業合計：各地域一律650千円

交付要項（9地域FA一括補助金） 補助金額

4. 補助金額

C 充当必須事業（強化育成関連） 補助金額の内訳

No	充当必須事業名	算出額（9地域FA総額）および算出根拠	
6	トレセン/地域リーグ支援（男子）	1,800,000 円	各地域一律200千円
7	女子トレセン関連資金 (地域リーグ支援/女子トレセンスタッフ研修会/トレセンU-15/U-12)	17,450,000 円	100千円地域内都道府県数
8	地域トレセンU-12	15,300,000 円	登録選手数、参加人数等を踏まえ地域毎に算出
9	地域トレセンU-13	30,000,000 円	関東5,000千円、東海・関西・九州4,000千円、 北海道・東北・北信越・中国・四国2,600千円
10	9地域トレセンスタッフ研修会 (U-16/U-14/U-12)	5,000,000 円	25千円×4カテゴリー×地域内都道府県数（北海道は4県分）
11	リーグ補助金（地域U-13/U-15）※1	26,400,000 円	U-15:2,000千円、U-13:最大1,000千円 (100試合未満の場合は試合数×10千円)
12	リーグ補助金（地域女子U-18）※1	9,000,000 円	配分方法については調整中
13	リーグ補助金（地域女子U-15）※1	10,100,000 円	150千円(九州のみ上限350千円)+試合数×15千円 各地域上限額1,500千円、九州のみ上限1,700千円
14	地域GKキャンプ開催補助	2,700,000 円	各地域一律300千円
15	地域女子GKキャンプ開催補助	1,350,000 円	北海道・東海・四国108千円、北信越・中国135千円、東北・ 関西162千円、関東・九州216千円
16	強化育成資金	17,550,000 円	各地域一律1,950千円

※1 算出額は暫定額であり、2027年2月末のFAからの事業計画内容に基づき交付額を確定する（交付額は暫定額を上回らない）

交付要項（9地域FA一括補助金） 補助金額

4. 補助金額

D 充当必須事業（審判関連） 補助金額の内訳

No	充当必須事業名	算出額（9地域FA総額） および算出根拠	
17	2級審判員指導補助金	8,600,000 円	各地域一律400千円 + および2級審判員の登録人数に応じて算出
18	地域レフェリーアカデミー補助金	9,000,000 円	各地域一律1,000千円
19	審判指導者補助金	9,000,000 円	各地域一律1,000千円
20	女子審判員指導補助金	2,700,000 円	各地域一律300千円
21	フットサル審判員指導補助金	2,700,000 円	各地域一律300千円

交付要項（9地域FA一括補助金） 対象事業

5. 対象事業

「9地域FA一括補助金」の対象となる事業は、**9地域FAが実施する公益目的事業等**とし、補助の対象となる経費は、その**事業を実施するために必要な直接経費**とする。

また、対象となる事業は、原則として、当該年度の4月から翌年3月までに実施され、かつ支出される事業とする。

但し、年度毎の「9地域FA一括補助金」のうち、上限1,000万円を事務局運営のために必要な人件費や事務所費に充当できるものとする。

交付要項（9地域FA一括補助金） 充当配分

6. 充当配分

9地域FAは、内示された「9地域FA一括補助金限度額」内において、その充当配分を定めることができる。なお、「9地域FA一括補助金」の使途は、以下の3つに分類される。

① 充当必須事業

「9地域FA一括補助金」で必ず充当しなくてはならない事業
2027年度の充当必須事業については、4. 補助金額 算出額の内訳（p.6-p.8）に記載の21事業とする

■ 特記事項

- 充当必須事業の3領域（B. 競技会関連 C. 強化育成関連 D. 審判関連）において算出された領域毎の補助金額は、同領域もしくは別領域の各充当必須事業へ配分することが可能。
- ただし、下限額が設定されている事業においては、下限額を上回る金額を配分しなければならない。

下限額設定事業（各FAの下限額は算出額と同額）

14. リーグ補助金（地域女子U-15）

交付要項（9地域FA一括補助金） 充当配分

6. 充当配分

② 充当可能事業

①充当必須事業 以外の9地域FAが実施する公益目的事業に対し、9地域FAの自由裁量で本補助金を配分するもの。
補助金総額から、「①充当必須事業」・「③事務局運営」の合計額を減じた額が充当可能額となる。

③ 事務局運営 （基盤強化）

FAの基盤強化のための、人件費や事務所費等の事務局運営に充当するもの。1,000万円までを、以下に定める「事務局運営のための経費」に充当できるものとする。

■事務局運営(基盤強化) 充当対象項目（上限1,000万円）

人件費

事務総長, および事務局員の給与, 残業代
交通費(通勤手当), 法定福利費(健康保険料等)
事務局運営に関する業務委託費：都道府県FAへの業務委託費のみが対象（※1）

事務所費（上限250万円）

事務所家賃、水道光熱費、電話代等

※1 都道府県FAに事務局運営（基盤強化）業務を委託した場合、業務を受託した都道府県FAは、業務委託料を都道府県FA一括補助金の事務局運営(基盤強化)の経理報告として行うものとする。

■特記事項

申請額については年度途中の変更は認められず、年度の終了時に報告額が申請額に満たない場合、FAはその差額分をJFAに対し返金するものとする。

交付要項（9地域FA一括補助金） 充当配分

6. 充当配分

	No.	重点 事業	小区分	充当必須 事業	充当可能 事業
競技 会	1		高円宮杯 JFA U-18サッカープリンスリーグ	○	
	2		高円宮杯 JFA全日本U-15サッカー選手権大会	○	
	3		全国クラブチーム選手権大会地域予選大会	○	
	4	◎	JFA全日本U-15女子選手権大会	○	
	5	(◎)	JFA全国大会地域予選 (フットサル/女子フットサル/大学フットサル/U-18フットサル /U-15フットサル/U-15女子フットサル/ビーチ)	○	
育成	6		トレセン/地域リーグ支援（男子）	○	
	7	◎	トレセン/地域リーグ支援（女子）	○	
	8	◎	地域トレセンU-12	○	
	9		地域トレセンU-13	○	
	10		9地域トレセンスタッフ研修会(U-16/U-14/U-12)	○	
	11	◎	地域女子トレセンスタッフ研修会	○	
	12	◎	地域トレセン女子U-15/U-12	○	
	13		リーグ補助金(地域U-13/U-15)	○	
	14		リーグ補助金(地域女子U-15)	○	
	15		地域GKキャンプ開催補助	○	
	16		強化育成資金	○	
審判	17		2級審判員指導補助金	○	
	18		地域レフェリーアカデミー補助金	○	
	19		審判指導者補助金	○	
	20	◎	女子審判員指導補助金	○	
	21		フットサル審判員指導補助金	○	
普及	22	◎	キッズ普及推進事業		○
	23	◎	フェスティバル開催事業		○
	24	◎	女子普及事業		○
	25	◎	シニア関連事業		○
	26		フットサル関連事業		○

交付要項（9地域FA一括補助金） 充当配分

6. 充当配分

	No.	重点 事業	小区分	充当必須 事業	充当可能 事業
普及	27		施設整備事業		○
	28		障がい者サッカー支援事業		○
育成	29		その他		○
	30		トレセン事業		○
	31		エリート養成事業		○
	32		その他		○
強化	33		強化事業		○
	34		その他		○
審判	35		審判講習会		○
	36		その他		○
	37		指導者養成事業		○
	38		その他		○
トップリーグ連携	39		Jクラブとの連携		○
	40		国際競技会		○
	41		全国指導者研修		○
	42		その他		○
競技会	43		1種競技会		○
	44		2種競技会		○
	45		3種競技会		○
	46	◎	4種競技会		○
	47	◎	シニア競技会		○
	48	◎	女子競技会		○
	49		フットサル競技会		○
	50		ビーチサッカー競技会		○
	51		その他		○
基盤	52		社会貢献事業		○
	53		広報事業		○
	54		その他		○

交付要項（9地域FA一括補助金） 充当配分

7. 手続き

① 「9地域FA一括補助金限度額」の内示

各年度における「9地域FA一括補助金限度額」の額は、「4. 年度毎の補助金額」に定める算出方法に基づき算出し、前年12月までにJFA理事会の議を経て9地域FAに内示する。

② 申請

9地域FAは、内示された「9地域FA一括補助金限度額」内の金額において、別に定める様式により、所定の締切日までに「9地域FA一括補助金交付申請書」をJFAに提出すること。

③ 申請内容の審査・決定

「9地域FA一括補助金交付申請書」の提出を受けて、JFAはその内容を審査し、必要な場合は9地域FAに対しヒアリング調査等を行い、支援金額を決定する。また、JFAは「9地域FA一括補助金」の使用方法や配分割合等について、9地域FAに対し指導する場合がある。

④ 補助金の入金

「9地域FA一括補助金」は、当該年度の4月末までにJFAから9地域FAに対し入金するものとする。

⑤ 実績報告

9地域FAからの対象事業の実績報告は、別に定める説明資料に基づき期限内にJFAに提出されるものとする。

⑥ 実績の審査・最終金額の確定

実績報告の提出を受けて、原則として、「9地域FA一括補助金」が交付された翌年の5月末までに、補助金額の最終確定を行う。「9地域FA一括補助金交付申請書」に記載された内容よりも対象事業が縮小したり、本要項に定めるとおりに支出されていないなどの場合は、JFAは「9地域FA一括補助金」の確定額を交付決定額に対し減額して確定する場合があるものとし、その場合、9地域FAはその差額分をJFAに対し返金するものとする。

交付要項（9地域FA一括補助金） 事業の実施 / 計画の変更

8. 事業の実施

9地域FAは、「9地域FA一括補助金」の交付の決定の内容及びこれに付された条件等に従い、善良な管理者の注意をもって支援対象事業を行わなければならない、「9地域FA一括補助金」の他の用途への使用をしてはならない。

9. 計画の変更

9地域FAは、「9地域FA一括補助金」の交付の決定の後、支援対象経費の額を変更しようとするとき、または支援事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更する事業の事業計画書を、原則として当該事業開始の1か月前までにJFAに提出し、その承認を受けなければならない。

但し、以下の変更については年度の途中で変更することは認められない。

- ✓ ① 充当必須事業の、充当下限額を下回る計画変更
- ✓ ③ 事務局運営 の充当額

なお、以下については、JFAによる事前の承認は不要とする

- ✓ 年度内における事業実施期間の変更
- ✓ 交付決定額（総額）の10%以内の、各事業の充当額の変更

交付要項（9地域FA一括補助金）

調査 / 処分 / 経理証憑の保管期間 / その他

10. 調査

補助金の活用や報告等が不適切なものである疑義が生じた場合、JFAは報告内容に基づき、事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査し、もしくは関係者に対し質問することがある。

11. 処分

加盟団体規則第21条に基づき、JFAは補助金の支給停止又は減額などの処分を行うことができる。

12. 経理証憑の 保管期間

9地域FAは、支援対象事業の支出を証する書類を整理し、収支簿とともに、支援対象事業の完了した日の属する会計年度の終了日の翌日から7年間保存しなくてはならない。

13. その他

この要項に定めるもののほか、「9地域FA一括補助金」の交付に関し必要な事項は別に定める。この要項の改正はJFA理事会の決議に基づき、これを行う。